

平成25年度第9回天童市教育委員会会議について（報告）

日 時 平成25年11月22日（金） 午前10時
場 所 教育委員会 第一会議室

< 議 事 >

議第27号 平成25年度教育委員会所管12月補正予算（第3号）について
<可決する>

震災復興のための地方交付税減に伴う職員の給与等削減です。また、勤労青少年ホーム施設整備工事について、耐震工事費の減及び備品購入費の増です。さらに、県交付金の確定に伴う額の確定及び費目の組み替え等の補正です。

また、学校給食センターについて平成26年4月からのアレルギー対応食への対応や民間委託に向けた施設整備等の補正です。

審議経過

委 員：職員の給与削減は県内13市も同じ対応か。

事務局：議会で給与削減について再議決を行った市などもあったが、13市同じ対応です。

議第28号 天童市立学校設置条例の一部改正について

<可決する>

市内の小・中学校の名称、位置は条例で定められていますが、まもなく完成する第一中の位置が現在の校舎が危険箇所位置しているということで、西側に今回位置を変更したことに伴い、位置の標記を改めるもの。

審議経過

委 員 地盤の悪い危険箇所である現在の場所は、今後どうなるのか。

事務局 緊急用の駐車場や、緑地として利用を予定している。また、危険箇所から外れている箇所には倉庫やトイレの設置を予定しています。

委 員 グランドの場所は変更ないのか。

事務局 新設になる道路の関係で、現在のソフトボール場の若干の移動を予定しています。

議第29号 天童市社会教育委員に関する条例の一部改正について

<可決する>

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準等に関する規定の整備を行うもの。

審議経過

委 員：対象者の規定の内容はこれまで規定されていなかったのか。

事務局：15人の社会教育委員は、これまで各方面から委嘱していました

が、これまで法律で規定されていたものを条例で定めようと改めるものです。

議第30号 天童市立高掬公民館運営審議会委員の委嘱について

<可決する>

高掬公民館運営審議会委員については、15人以内で定めておりましたが、今回、委員であります老人クラブ会長さんの辞職に伴い、欠員補充のため新しい委員を新任するもの。

審議経過

委員：年度初めに市内全体の運営審議会委員の委嘱を議決しているが、退任を承認する議決は必要ないのか。

事務局：退任については、退任を承認するための規定も特に定められていないので、本人からの辞職願をいただいて了承としており、新しい方を委嘱する場合に教育委員会の承認を得ていたものです。